

大分県中部圏域における
大規模氾濫に関する減災のための取組方針
(主な取組内容について)

令和3年度

水防災意識社会 再構築ビジョン

関東・東北豪雨を踏まえ、新たに「水防災意識社会 再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその沿河市町村（109水系、730市町村）において、平成32年度目途に水防災意識社会を再構築する取組を行う。

<ソフト対策> ・住民が自らリスクを察知し主体的に避難できるよう、より実効性のある「住民目線のソフト対策」へ転換し、平成28年出水期までを目途に重点的に実施。

<ハード対策> ・「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合にも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」を導入し、平成32年度を目途に実施。

主な対策

各地域において、河川管理者・都道府県・市町村等からなる協議会等を新たに設置して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進する。

<危機管理型ハード対策>

- 越水等が発生した場合でも決壊までの時間を少しでも引き延ばすよう堤防構造を工夫する対策の推進

<被害軽減を図るための堤防構造の工夫(対策例)>

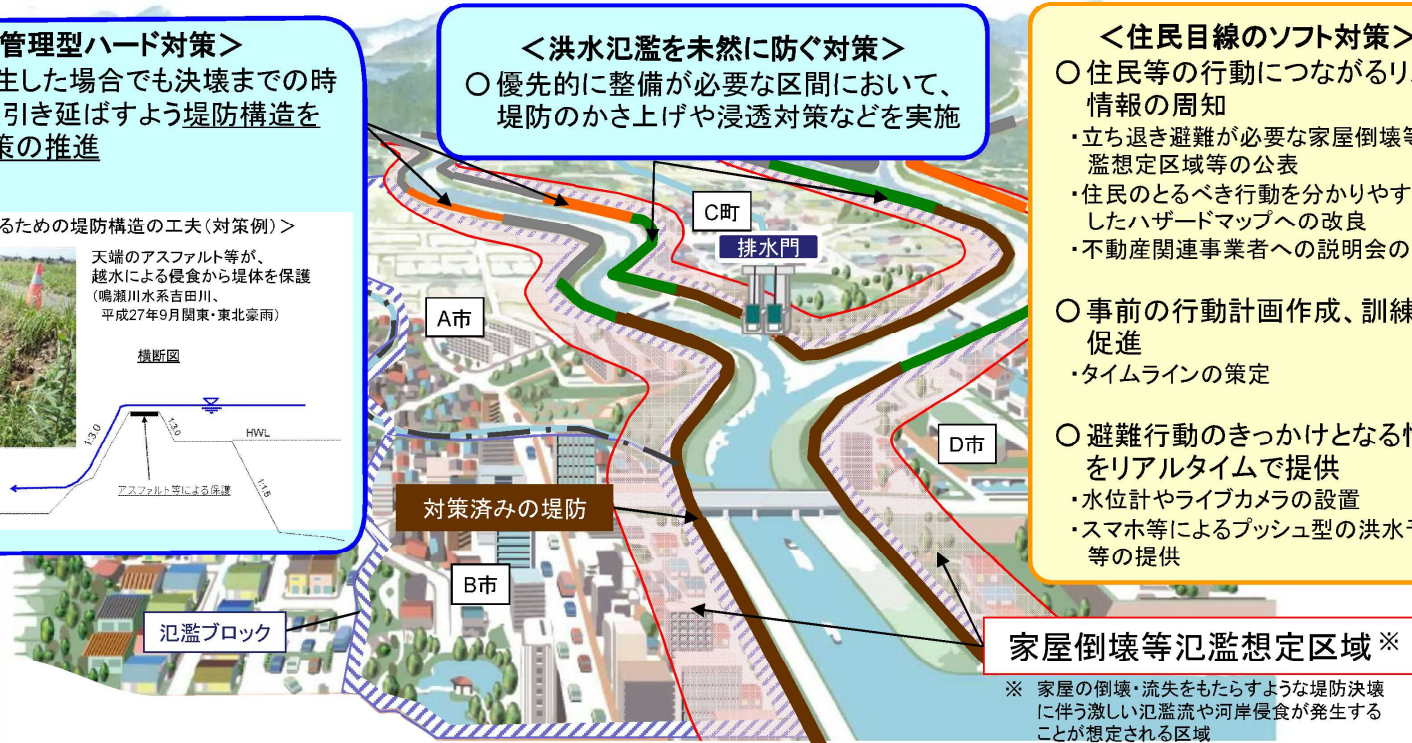


<洪水氾濫を未然に防ぐ対策>

- 優先的に整備が必要な区間において、堤防のかさ上げや浸透対策などを実施

<住民目線のソフト対策>

- 住民等の行動につながるリスク情報の周知
 - ・立ち退き避難が必要な家屋倒壊等氾濫想定区域等の公表
 - ・住民のとりべき行動を分かりやすく示したハザードマップへの改良
 - ・不動産関連事業者への説明会の開催
- 事前の行動計画作成、訓練の促進
 - ・タイムラインの策定
- 避難行動のきっかけとなる情報をリアルタイムで提供
 - ・水位計やライブカメラの設置
 - ・スマホ等によるプッシュ型の洪水予報等の提供



※ 家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域

過去の水災害からみた特徴と課題

■ 中部地区の概要と主な課題

中小河川の上流部では河床勾配が急であり、流域面積も小さいため、降雨のピークから流出までの時間が短く、
■ 急激な水位上昇を引き起こす場合がある。

白杵川（温井川、小河内川）、熊崎川、末広川、海添川下流部は、人口及び資産が集中する白杵市街部が位置しており、また、市役所や土木事務所等の拠点、小中学校や病院等の要配慮者利用施設が多数あり、大規模な氾濫が発生すれば、相当な浸水被害が生じるおそれがある。

過去の水災害からみた特徴と課題

- **津久見川（彦の内川）下流部は、人口及び資産が集中する津久見市街部が位置しており、大規模な氾濫が発生すれば、相当な浸水被害が生じるおそれがある。また、内水被害が頻繁に発生している。**
平成29年9月の台風第18号による洪水で、甚大な浸水被害が発生した。
- **臼杵市、津久見市ともに大規模氾濫時には国道や県道の冠水、日豊本線への影響等も懸念される。**
- **南海トラフ巨大地震等による津波被害が想定されており、また平成29年9月の台風第18号による洪水においても浸水被害を受けているため、住民の防災に対する意識は高まりつつあるが、大規模な洪水氾濫を経験していない地域に住む住民の、洪水に対する防災意識の低下が懸念される**

減災のための目標（平成29年度第1回協議会決定事項）

■ 5年間で達成すべき目標

白杵市内、津久見市内における中小河川の大規模水害に対し、「**迅速な避難行動**」、「**地域経済への影響最小化**」を目指す

※大規模水害とは、「想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

■ 上記目標達成に向けた3本柱の取組

- ① 確実な避難行動につなげる **水防災意識醸成**のための取組（防災教育・避難訓練・水防活動）
- ② 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための **正確でわかりやすい情報提供**に関する取組
- ③ 災害時の被害最小化に向けた **施設整備**の取組

【大分県】令和2年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

■水防災啓発、防災教育等に関する取組

- ①防災士養成研修へ講師派遣
- ②消防学校へ講師派遣
- ③その他 研修等講師派遣

①防災士養成研修の講師派遣(主催:大分県防災局)

県内11箇所において、地域の防災力向上のため、自主防災組織活動の要となる防災士の養成研修へ河川課と砂防課から講師を派遣し「水害対策について」等について講演を行いました。

令和2年度 大分県防災士養成研修				R3.316現在
番号	開催会場	日程	対象市町村	受講者人数
1	社協	10月13日(火)、10月28日(水) 11月5日(木)	社会福祉協議会職員	39
2	県教育	9月24日(木)、25日(金)	県教員	61
3	国東	10月24日(土)、25日(日)	杵築市、国東市 姫島村、日出町	31
4	竹田	10月31日(土)、11月1日(日)	竹田市 豊後大野市	23
5	日田	11月7日(土)、8日(日)	日田市	38
6	大分	11月14日(土)、15日(日)	大分市	55
7	由布	11月14日(土)、15日(日)	由布市、別府市	20
8	九重	11月21日(土)、22日(日)	玖珠町 九重町	10
9	佐伯	11月28日(土)、29日(日)	佐伯市、臼杵市、津久見市	28
10	宇佐	12月5日(土)、6日(日)	宇佐市、中津市、豊後高田市	44
11	県庁	令和3年 1月20日(水)、21日(木)	県職員	50
			計	399



【大分県】令和2年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

② 消防学校へ講師派遣

- ・令和2年6月16日(火)
- ・大分県消防学校
- ・新たに採用された消防職員に対し河川課と砂防課から講師を派遣し防災について講演を行いました。



③ その他 研修等講師派遣

- ・令和2年11月6日(金)
- ・杵築市立杵築中学校
- ・杵築中学校の1年生の防災学習のため河川課と砂防課から講師を派遣し水害と土砂災害について講演を行いました。



【令和3年度】■水防災啓発、防災教育等に関する取組

- ① 防災士養成研修へ講師派遣
- ② 消防学校へ講師派遣
- ③ その他 研修等講師派遣

【大分県】令和2年度 1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

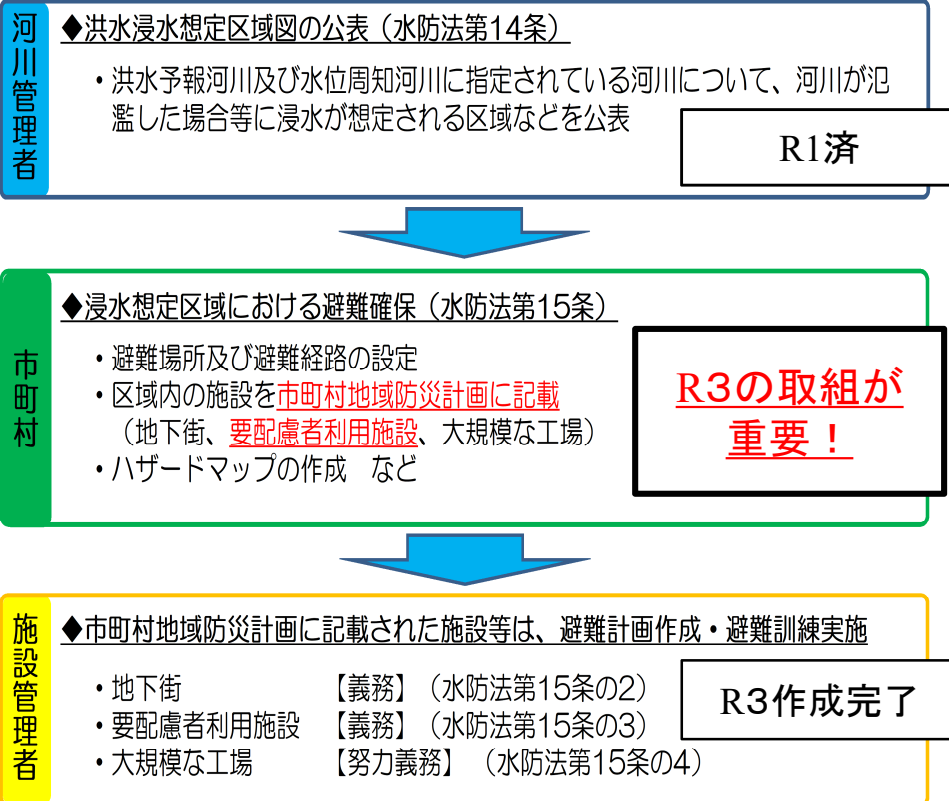
避難訓練、水防活動に関する取組

○要配慮者利用施設における避難体制構築への支援

●平成29年6月の水防法改正に伴い浸水が想定される地域における社会福祉施設、学校、医療施設等の要配慮者利用施設では、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画等の作成及び訓練義務づけられた。

●令和3年度末までに、対象となる全施設→避難確保計画を作成・訓練実施

—「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画より（H31.1.29 国交省水管理・国土保全局長）



市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設数及び計画作成状況

		令和3年3月31日
大分県	対象 要配慮者利用施設	1,660
	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数	1,110
	作成率	66.9%
全国	対象 要配慮者利用施設	96,463
	避難確保計画 を作成している 要配慮者利用 施設の数	63,739
	作成率	66.1%

【大分県】令和3年度 1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

(共助)地域防災力強化支援事業

令和2年7月豪雨における事象

- ・人的被害(死者6名)の発生は、避難途中や不要不急な外出によるもの
- ・災害発生後の避難者多数

- ・地域の災害リスクの認識不足
- ・世帯や地域の防災力強化が必要

地域の災害リスクの把握をはじめ、避難タイミングや避難経路、危険箇所を地域全体で確認し、**早期避難**につなげる事が重要

- ・中津江村高齢者福祉施設では早期避難により被害なし
- ・熊本県の特別養護老人ホームでは、マンパワーの不足等による逃げ遅れから、多数の人的被害発生

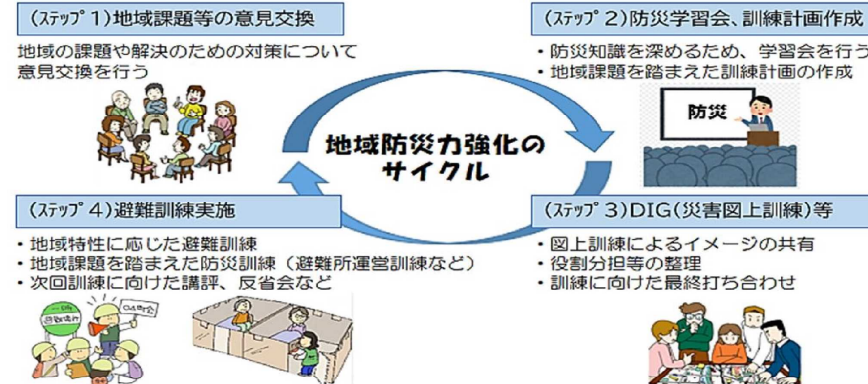
- ・早期避難の習慣化による好事例
- ・避難確保計画と現実とする避難行動との乖離

中津江村の好事例や、施設・地域が一体となった**早期避難の必要性**を県内の施設へ浸透させる事が重要

令和3年度の取組(新規メニュー)

- 1 地元の団体(NPO、防災士会)、住民主体の訓練への支援
 - ・地元防災士会やNPO、住民による「**地域特性に即した防災訓練**」
 - ・地域コミュニティ主体の継続性のある「**地域に根ざした防災活動**」

- (1) 令和3年度実施市町村及び委託先(予定)
3市町村で実施予定
地元の防災士会やNPOなどに委託予定
- (2) 事業スキーム



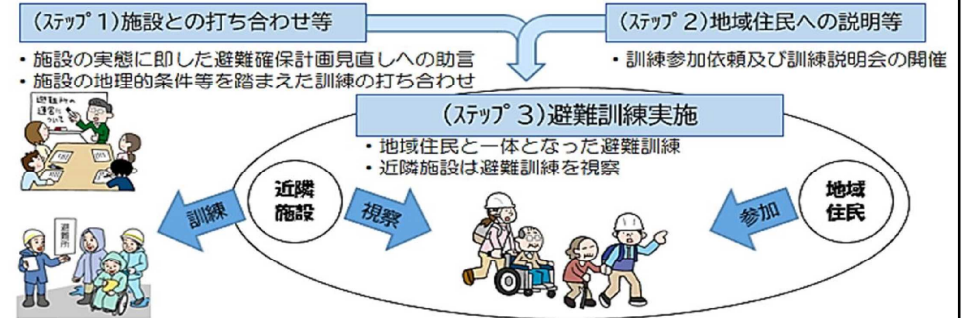
2 福祉団体や住民と連携した高齢者施設の訓練への支援

- ・地域の福祉団体との協働による避難訓練の実施
- ・各施設の実態に即した避難確保計画見直しへの助言

(1) 対象施設(年間10施設で実施予定)

- ① 洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域内に所在する特別養護老人ホーム(県内11市町34箇所)
※自立した避難が困難な入居者が多数居ることを想定
- ② 有料老人ホーム(特養のない市町を想定)

(2) 事業スキーム



継続メニュー

- ① 防災士養成研修
- ② 防災士のスキルアップ・キャリアアップ研修(R2:避難訓練、R3:避難所運営)
- ③ 防災アドバイザー派遣等

【大分県】

2) 急激な水位上昇に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

避難情報の的確な発令に関する取組

○県管理河川に係る避難情報発令に着目したタイムラインの策定

●令和2年度に、全水位周知河川において策定済。

●令和3年度以降は、訓練や実災害を通じて見えてくる課題等を改善しながら運用していく。

市町村名	対象河川数	策定状況
大分市	16	済
別府市	1	済
中津市	4	済
日田市	7	済
佐伯市	7	済
臼杵市	8	済
津久見市	2	済
竹田市	5	済
豊後高田市	4	済
杵築市	3	済
宇佐市	6	済
豊後大野市	9	済
由布市	5	済
国東市	6	済
姫島村	0	-
日出町	0	-
九重町	3	済
玖珠町	2	済

対象河川一覧

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
	大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	豊後大野	由布	国東	九重町	玖珠町
大分	尼ヶ瀬川	朝見川	山国川	有田川	堅田川	臼杵川	津久見川	稲葉川	桂川	八坂川	駅館川	柴北川	大分川	伊美川	松木川	玖珠川
別府	大野川	犬丸川	渡里川	床木川	田井ヶ迫川	青江川	玉来川	真玉川	高山川	津房川	大野川	平川	田深川	町田川	森川	
中津	七瀬川	蛸瀬川	高瀬川	久留須川	末広川		大野川	竹田川	石丸川	深見川	茜川	官川	武蔵川	野上川		
日田	河原内川	跡田川	赤石川	山口川	熊崎川		緒方川	寄藻川		伊呂波川	平井川	小槐木川	安岐川			
佐伯	祓川		吾々路川	門前川	佐志生川		芹川			寄藻川	真竹川	旧大分川	吉松川			
臼杵	米良川		串川	市園川	海添川					向野川	小賀川		荒木川			
津久見	北鼻川		玖珠川	炭崎川	温井川						三重川					
竹田	戸次古川				左津留川						玉田川					
豊後高田	住吉川										秋葉川					
杵築	今堤川															
宇佐	原川															
豊後大野	丹生川															
由布	屋山川															
国東	尾田川															
姫島村	小猫川															
日出町	志生木川															
九重町	16	1	4	7	7	8	2	5	4	3	6	9	5	6	3	2
玖珠町	ダブリ	大野川	2													
		玖珠川	1													
		寄藻川	1													
														合計		88河川

【1 現状と課題】

- ◆近年の豪雨により中小河川でも氾濫が発生（要配慮者利用施設で犠牲者）
- ◆中小河川における的確な避難情報・避難計画は未整備
- ◆水位周知河川84河川はハザードマップ作成済、中小河川では未作成

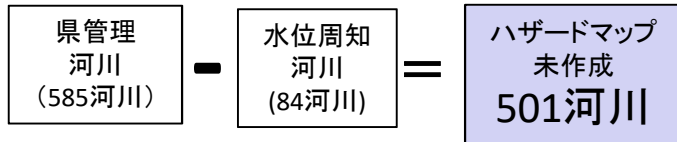


- 県民一人一人の自主的な避難行動に繋げるための啓発が重要
- 避難情報の強化や地域防災計画の充実を推進
- 平時から浸水リスクの情報を周知・共有し、早期避難の意識醸成
→県民の適切な避難判断・行動を支援

【2 水防法改正の動き】

洪水等に対応したハザードマップの作成を中小河川等まで拡大し、浸水リスク情報空白域を解消
(R3.2.2水防法改正閣議決定、令和3年通常国会で改正予定)

【3 対象河川の選定】



※水位周知河川とは、洪水により国民経済上重大、又は相当な損害を生じるおそれがある河川【R2年度にハザードマップ作成完了】

○選定ポイント

- ①過去に浸水実績のある河川
- ②河川背後地に資産（住居・公共施設等）が集中
- ③要配慮者利用施設が河川近傍に存在

◎上記の選定ポイントを踏まえ、優先してハザードマップを作成する河川を選定

対象中小河川：255河川

【4 今後の取組】

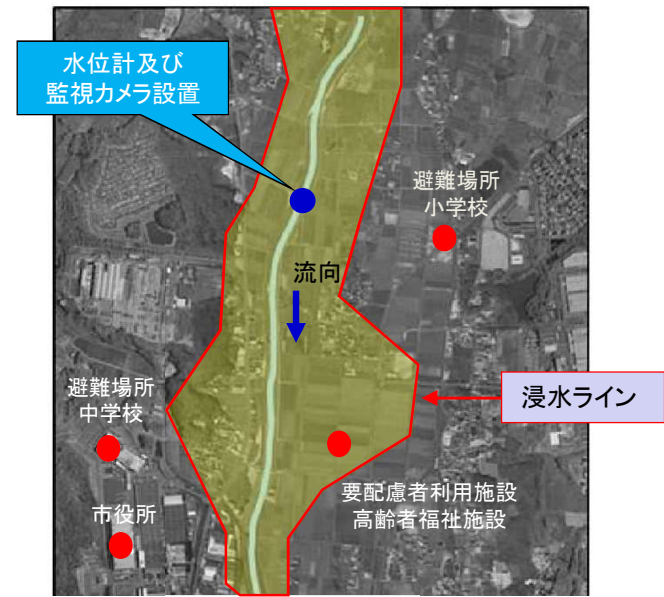
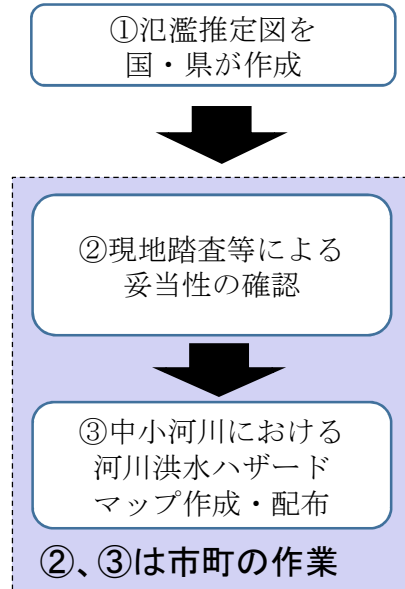


図1 ハザードマップイメージ

氾濫推定図を基にハザードマップ作成・配布へ
(市町事業費の4分の1補助：60,000千円) 【国1/2、県1/4、市町1/4】

【5 目指す効果】

- 中小河川での浸水リスクを住民に周知
- 水位計及び河川監視カメラの増設による情報提供の強化
- 要配慮者利用施設を含め地域住民の避難体制を構築



逃げ遅れによる人的被害をなくし
安全・安心な
大分県へ

【現状と課題】

- 平成30年7月豪雨では、避難勧告等が避難行動につながらず、土砂災害警戒区域内で多くの人的被害が発生
- 本県においても、避難者が1%程度であり、避難行動のあり方が課題



実行性のある避難行動を確保するための取組が必要

【土砂災害に関する避難促進検討会議】

- 目的
 - 頻発・激甚化する土砂災害から人命を守るため、実行性のある避難行動を確保するための取組を立案・推進
- 構成員
 - 住民、学識経験者、ボランティア、行政機関等
- 検討事項
 - ・社会調査による避難行動を促進または阻害する要因の把握
 - ・避難行動を促進する要因に対する具体的な取組の立案

避難行動を促進する主な要因

- ・土砂災害の知識、備え、対応力や過去の災害経験
⇒ 防災リテラシー
- ・家庭、近所の人などからの手助け、声かけなど
⇒ 地域コミュニティ



防災リテラシー、地域コミュニティによる共助に対する具体的な取組
⇒ 「大分県土砂災害避難促進アクションプログラム」

【大分県土砂災害避難促進アクションプログラム】

- 社会調査で判明した避難行動を促進する要因を、以下の4つの分野に分類し、具体的な取組を整理

I 地域の防災リテラシーの向上

- ハザードマップの再点検
 - ・土砂災害防災講座の開催
 - ・危険箇所の把握
 - ・要配慮者の確認
 - ・一次避難場所、避難経路の確認
- まち歩き
 - ・現地確認
 - ・確認事項のハザードマップへの追記



○地区タイムラインの作成

- ・自主防災組織等において『いつ』、『誰が』、『何を』行うかを時系列で整理した行動計画を作成



○避難訓練

- ・ハザードマップやタイムラインを活用した避難訓練実施
- ・課題や不備などを改善



II 地域コミュニティにおける共助の推進

- ・防災リーダーを対象にスキルアップ講座開催

III 安全な避難場所の確保、避難所の環境改善

- ・一次避難所等をハザードマップに記載

IV 住民の避難行動につながる災害情報の提供

- ・テレビによる危険度情報のデータ放送配信
- ・県民向け防災アプリの運用
- ・土砂災害関連情報の精度向上・充実



大分放送にて配信中

【大分県砂防課】土砂災害避難促進アクションプログラムスケジュール・取組状況

★アクションプログラムスケジュール

平成30年度

土砂災害避難促進アクションプログラム策定



令和元年度

地域の防災リテラシーの向上のための、土砂災害ハザードマップの再点検及びタイムラインの作成、それらを活用した避難訓練の実施。

モデル地区（中津、日田、津久見）で取組を実施



令和2年度

令和元年度より水平展開し、各市町村1地区程度選定して取組を実施。

実績としては10市町（10地区）で取組を実施。

※国東市、大分市、臼杵市、津久見市、佐伯市、豊後大野市、竹田市、玖珠町、中津市、宇佐市



令和3年度

市町村及び他部局（防災局・教育委員会）と連携した取組の実施

令和2年度に引き続き水平展開し、各市町村で取組を実施する予定であり、各土木2地区程度で実施予定。

（令和2年度まで未実施の市町村は必ず実施する。）

※別府市、豊後高田市、杵築市、由布市、姫島村、日出町、九重町



令和4年度以降

令和3年度までの課題を整理し、各市町村で取組を実施する仕組みを整理する。

★R2年度アクションプログラム取組状況

第1回 『土砂災害に関する防災講座』及び『ハザードマップ再点検』



（中津市 令和2年8月1日）
ハザードマップ再点検



（臼杵市 令和2年11月29日）
ハザードマップ再点検

第2回 『まち歩き』



（大分市 令和2年11月15日）
まち歩き



（竹田市 令和2年10月18日）
まち歩き

第3回 『地区タイムラインの作成』



（玖珠町 令和2年11月10日）
地区タイムライン作成



（臼杵市 令和2年12月13日）
地区タイムライン作成

第4回 『避難訓練』



（津久見市 令和2年11月15日）
避難行動要支援者の避難誘導訓練



（津久見市 令和2年11月15日）
女性防災士より非常持出し袋の講話

都道府県・市町村の担当者の皆さまへ

水防法・土砂災害防止法の改正

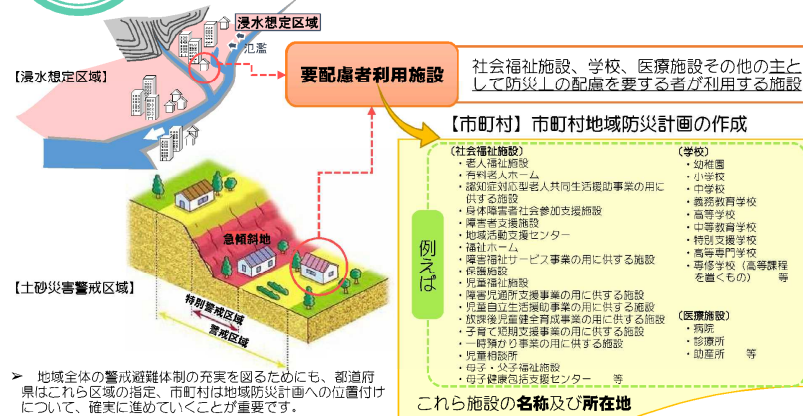
～要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のために～

※土砂災害防止法の正式名称：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント！

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務**となりました。 ※市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



➢ 地域全体の警戒避難体制の充実を図るためにも、都道府県はこれら区域の指定、市町村は地域防災計画への位置付けについて、確実に進めていくことが重要です。

1 避難確保計画作成の支援

※「避難確保計画の作成の手引き」については、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 「避難確保計画」とは、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における**利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な次の事項を定めた計画**です。
 - 防災体制
 - 避難誘導
 - 施設の整備
 - 防災教育及び訓練の実施
 - 自衛水防組織の業務（※水防法に基づき自衛水防組織を置く場合）
 - そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 に関する事項
- 避難確保計画が実効性あるものとするためには、**施設管理者等が主体的に作成することが重要です。**
 - 施設管理者等に避難確保計画の重要性を認識してもらうため、**市町村は、要配慮者利用施設を新たに市町村地域防災計画に位置付ける際等には、施設管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、防災意識の向上を図ることが望まれます。**
 - 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。

2 避難確保計画の確認

※「点検マニュアル」については、「避難確保計画の作成の手引き」とあわせて、国土交通省水管理・国土保全局のホームページに掲載しています。

- 施設管理者等は、避難確保計画を作成・変更したときは、遅滞なく、その計画を**市町村長へ報告**する必要があります。
 - 施設管理者等から避難確保計画の報告があったときは、厚生労働省・国土交通省作成の**点検マニュアル等を参考に、市町村等の関係部局が連携して内容を確認し、必要に応じて助言等**を行います。

3 避難確保計画を作成していない場合の指示・公表

- **市町村長は**、避難確保計画の作成を促進するため、避難確保計画を作成していない施設管理者等に対して、**期限を定めて作成することを求めるなどの指示**を行い、正当な理由がなく**その指示に従わなかったときは、その旨を公表**することができることとなっています。
 - 避難確保計画が実効性あるものとするためには施設管理者等が主体的に作成することが重要であることから、**市町村長が指示・公表を行う際は、施設管理者等に対して避難確保計画の必要性について丁寧な説明**を行うことが望まれます。

4 避難訓練実施の支援

- 施設管理者等は、作成した**避難確保計画に基づいて避難訓練を実施**する必要があります。
 - 要配慮者利用施設における避難訓練の実施について、**都道府県及び市町村の関係部局が連携して積極的に支援**を行うことが重要です。
 - ハザードマップを活用するなどして、水害や土砂災害に対して安全な場所へ速やかに避難するなど、**浸水想定区域や土砂災害警戒区域の実情に応じた避難訓練が実施**されることが重要であり、**都道府県及び市町村は、このような避難訓練が実施されるよう促進**することが望まれます。



法改正に関する問い合わせ 国土交通省水管理・国土保全局 TEL: 03-5253-8111 (代表)

水防法関係 河川環境課水防企画室 土砂災害防止法関係 砂防部砂防計画課

(H29.6.19)

【臼杵市】令和2年度の取組

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

水防災啓発、防災教育等に関する取組

●小学生を対象とした防災授業

- ・市内2校の小学4年生を対象として、川の危険性について授業。
- ・洪水ハザードマップの抜粋を児童に渡し、それぞれ家や通学路の危険性について学習。



【臼杵市】令和3年度

① 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

■ 出前講座の開催

- ・各自主防災組織で防災に関する講話・訓練を開催。

■ 防災士スキルアップ研修の実施

- ・臼杵市内の各地区防災士連絡協議会（12協議会）が、それぞれ隔月で実施。
講師として気象台や水防機関の職員を招聘し、防災士のスキルアップにつなげる。

■ 防災授業の開催

- ・市内各小学校と連携して、水害について学習してもらう。

【津久見市】令和2年度の取組

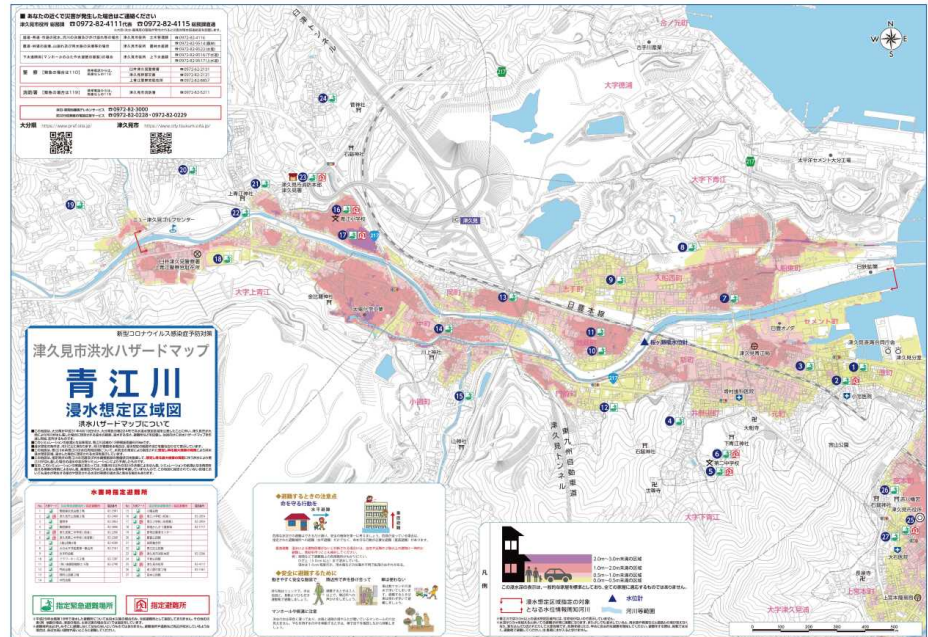
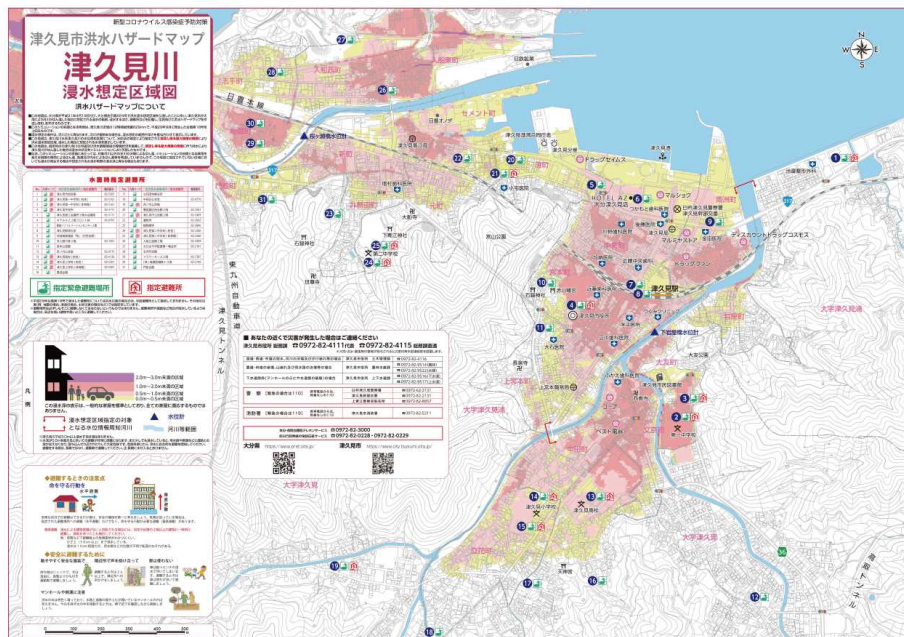
2) 急激な水位情報に対する迅速な避難行動のための正確でわかりやすい情報提供に関する取組

■ 平常時から災害リスク情報や避難場所・避難経路等の情報提供に関する取組

津久見川・青江川 洪水ハザードマップのリニューアル

最大想定規模の浸水想定区域図を基に更新した津久見川・青江川のハザードマップに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症に対応した避難方法を加えるとともに、近年の豪雨災害に合わせた情報欄の更新を行った。

- ・ 浸水区域は現在行われている津久見川河川改修工事に対応した浸水想定で作成を行っている。
- ・ 情報欄では垂直避難に関する内容や新型コロナウイルス対策として分散避難に関する内容を盛り込んだ。



洪水ハザードマップ

【津久見市】令和2年度の取組

① 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

■ 水防災啓発、防災教育等に関する取組

江ノ浦地区防災アクションプログラム

江ノ浦地区において実災害を想定した避難計画の作成、あわせて地区全体で避難訓練を行い防災意識の向上を図った。

- ・図上訓練及び、自分の地区で危険のサインとなる現場の再確認を行った。
- ・後日、実際に地区の訓練放送より実際に避難訓練を実施し、良かった点、改善点をまとめた。



図上訓練



避難訓練



【津久見市】令和3年度

1) 確実な避難行動につなげる水防災意識醸成のための取組

■ 出前講座の開催

- ・各行政区や小中学校等で防災に関する出前講座を開催する。

■ 津久見川を中心としたワークショップ

- ・市内ラジオ局や防災士アナウンサーを活用し防災意識向上に向けた現場講義
- ・激特事業現場見学会
臼杵土木事務所と連携し、市内小中学生を対象に、新港橋・下岩屋橋の現場見学を実施見込み。

■ 避難路整備工事

- ・災害発生時に高台へ避難するための避難路整備工事を実施見込み。
今年度は深良津地区、赤崎地区、保戸島地区の3地区で調整中。

■ 大規模津波総合防災訓練

- ・九州地方整備局、大分県、津久見市の合同で開催する防災訓練。
津波訓練を主としているが、防災にかかわるブースを合わせて開催を検討。

白杵土木事務所

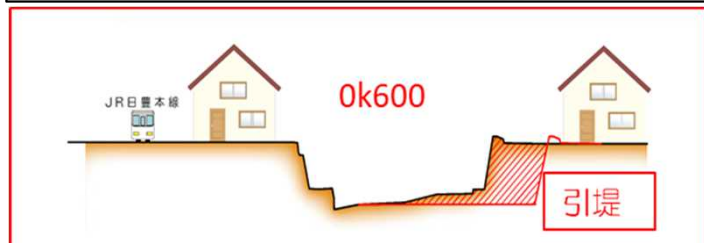
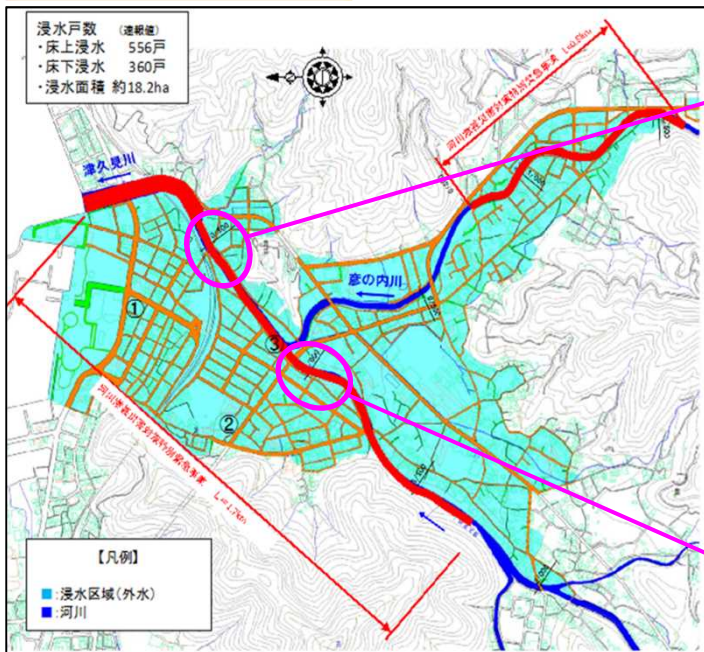
③災害時の被害最小化に向けた施設整備の取り組み

■洪水を安全に流すためのハード対策

津久見川の河川改修を推進⇒令和2年度は橋梁下部工工事、引堤区間の護岸工事等に着手
令和3年度は引き続き橋梁上部工工事や護岸工事等を実施

【全体計画】

事業内容：河道掘削、護岸工
特殊堤、橋梁、
用地補償等
全体事業費：約44億円
事業期間：H29～R4



③災害時の被害最小化に向けた施設整備の取り組み

■洪水を安全に流すためのハード対策

臼杵川の河川改修を推進⇒家野橋～臼杵南中学校間の右岸において築堤・河床掘削を実施

主な浸水履歴

- 平成5年9月(床上43,床下219)
- 平成9年9月(床上5,床下13)
- 平成10年10月(床上21,床下49)
- 平成11年9月(床上2,床下18)
- 平成17年9月(床上11,床下4)
- 平成29年9月(床上9,床下0)

【全体計画】

全体事業費:約29億円
事業期間 :H12～R4



全体計画延長 臼杵川 L=7,100m

③災害時の被害最小化に向けた施設整備の取り組み

■洪水を安全に流すためのハード対策

河床掘削による流下能力の確保⇒臼杵市内、津久見市内で河床掘削を実施

令和2年度

10河川で河床掘削を実施

臼杵市：6河川（臼杵川、勘場川、野津川、王子川、椎原川、吉田川、）

津久見市：4河川（青江川、彦ノ内川、鍛冶屋川、千怒川）

王子川



令和3年度

8河川で河床掘削を実施

臼杵市：6河川（臼杵川、末広川、田井ヶ迫川、有屋川、垣河内川、吉田川）

津久見市：2河川（青江川、千怒川）

※令和2年5月末時点(0県債発注箇所)